

別表（第2条関係）

| | |
|--------------|---|
| 補助事業名 | 雇用基準：サプライチェーン強化・再構築対応型企业向け雇用補助 |
| 補助事業の目的 | 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、県内に進出等を行う企業の初期投資の軽減を図ることにより、産業立地を促進し、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図る。 |
| 補助事業の対象となる者 | <p>県内において立地促進事業等を行う者であって、次のいずれの要件も満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる事業（以下「サプライチェーン対策事業」という。）のいずれかを行うものとして認定を受けた者（令和5年3月31日までに認定を受けた者に限る。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業 (2) 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業 (3) 医療機器、医薬品、医療用品その他県民の健康の保持及び増進を図るために必要な製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業 2 以下のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に係る施設の建設に着手し、かつ当該事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が5千万円以上の者（関連企業等が雇用を行う場合を含む。以下同じ。） (2) 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に着手し、かつ当該事業に係る投資額が5千万円以上の者 (3) 建物をリース・賃借する者で、当該建物のリース・賃借開始後1年（当該建物のリース・賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に着手した者 (4) 既に県内に立地している者であって、既存敷地においてサプライチェーン対策事業を行い、かつ当該事業に係る投資額が5千万円以上の者（促進地域にあつては、投資額要件不要） |
| 補助事業の対象となる経費 | <p>サプライチェーン対策事業の認定を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が県内において立地促進事業等を行うために新たに雇用する者、若しくは当該補助事業の対象となる者が操業する県外施設から異動してきた者（県外に住所を有していたものに限る。）であって、県内に住所を有し、雇用保険の一般被保険者資格を取得している直接雇用者のうち、以下の雇用者に係る経費（②については促進地域に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雇用期間の定めがなく継続雇用される正規雇用者 ②1年間以上継続雇用される非正規雇用者 |

| | | | | |
|----------|------------------------|--------------------|--------|--------|
| 補助率 | | 要件 | 補助単価 | |
| | | | 正規雇用者 | 非正規雇用者 |
| | 促進地域 | 県内居住新規従業員 6人以上 | 90万円/人 | 30万円/人 |
| | 促進地域 以外 | 県内居住新規従業員 11人以上 | 45万円/人 | |
| 補助金の額 | 予算の範囲内で認めた額。3億円を限度とする。 | | | |
| 適用除外する条項 | 第15条、第16条 | | | |
| その他の事項 | 申請等の書類はすべて日本語で作成すること。 | | | |

別に定める事項

| 関係条項 | 内 容 |
|--------------|---|
| 第 3 条 | (添付書類) 工場等施設概要 (別表 1) |
| | (指定期日) 当該対象施設の操業開始後 6 ヶ月以内、新規非正規雇用の交付申請の場合 にあつては、操業開始後 18 ヶ月以内 (ただし、操業の日から起算して 2 年目に当たる日までに人員増員計画 がある場合で、県の承認を得たものについては、操業の日から 3 年目に当 たる日までの間) 国際経済地区に係る指定拠点地区に進出し、国際経済交流事業を行う者 (条例第 2 条第 2 号イに規定する外国企業又は外資系企業に限る) にあつ ては、操業開始後 36 ヶ月以内 |
| 第 7 条第 1 項 | (軽微な経費配分の変更) _____ |
| | (軽微な事業内容の変更) _____ |
| | (添付書類) 工場等施設変更概要 (別表 2) |
| | (指定期日) 変更のあった日から 2 週間以内 |
| 第 1 1 条 | (添付書類) _____ |
| | (指定期日) 交付決定後 3 0 日以内又は交付を決定した日の属する年度の 3 月 3 1 日 までのいずれか早い日 |
| 第 1 5 条第 1 項 | (指定期日) _____ |
| 第 1 5 条第 2 項 | (指定期日) _____ |